

2021年度 親介護・本人介護補償 保険のご案内

〔団体総合生活補償保険（MS&AD型）〕

申込締切日：2021年10月29日（金）

あんな時や…



もしも

自分自身や親の介護が必要になったら…

こんな時に備えて

あなたは「その日」に備えていますか？

この機会にぜひご加入ください。中途加入も可能です。



募集要領

●新しくご加入される方へ

「加入申込票」に必要事項をご記入・ご署名のうえ、同封の返信用封筒で申込締切日までに株式会社近江屋までご郵送ください。

●保険料の払込方法について

2022年2月28日にご指定の金融機関より口座引落し

●保険期間

2021年12月1日午後4時～2022年12月1日午後4時（1年間）

●期中で中途加入、被保険者追加、セット追加をご希望の方へ

株式会社近江屋にて毎月20日までに「加入申込票」を受付した場合、受付月翌月1日が変更日（補償開始日※）となり、変更日（補償開始日※）の午前0時より、補償が開始します。

毎月20日以降の受付は受付月の翌々月1日が変更日（補償開始日※）となります。

※なお、補償終期日は、本保険契約の満期日（2022年12月1日午後4時）になります。

●期中で中途脱退、被保険者削除、セット削除をご希望の方へ

お申出日以降のご希望の日を変更日（脱退・削除日）することができます。

超高齢社会到来!!

あなたなら
どうしますか？



もし 親御さまやご自身に

介護が必要になつたら…

自分に介護が必要になつたら…
家族に負担掛けることになるのかあ？

歩けない場合、車いすも準備しないと。
入浴の手助けがいるだろうから、
お風呂も広くしないといけないなあ。
家の改築もしなくてはならないかも…



私の親は離れてくらして
いるから、なかなか面倒
みれないわ。
親と同居の弟夫婦に頼
り切りになつてしまいそう。



ただでさえ
介護にはお金がかかるでしょうし
弟夫婦のこどもたちも
たしか今年から大学よね。



ああ、
お金がかかるなあ…



せめて
経済的な援助をしたいわ



親介護補償／本人介護補償の保険は、
親御さまやご本人の介護にかかる費用について
補償します。

★介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に
充当することを目的とした特約です。





他人事では
ありません

ご存知ですか？

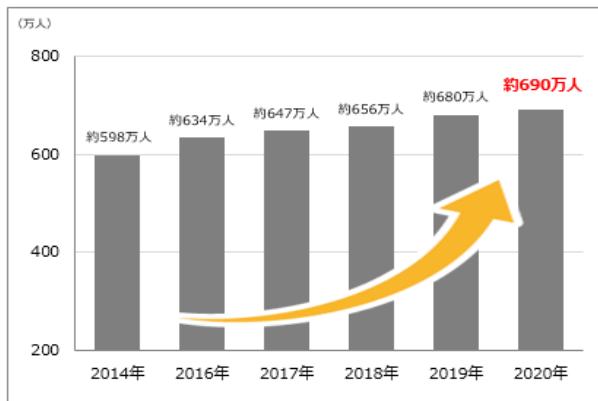
「介護」のこと



～身近にせまる介護リスクと介護にかかる費用～

<要介護（要支援）認定者の推移>

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあります。



(出典) 厚生労働省「介護給付費等実態統計月報-各年4月審査分」

<介護にかかる費用>

介護環境を整えるためのまとまった一時金が必要です。

初期にかかる費用（一時費用）

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかる費用

- 福祉用具の購入費用
- 住宅の改修費 等



平均69万円

(出典) 生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」

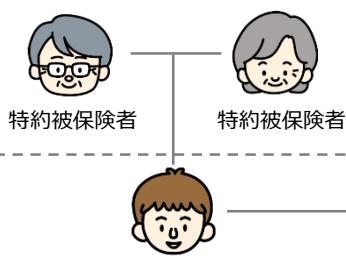


親介護補償のポイント

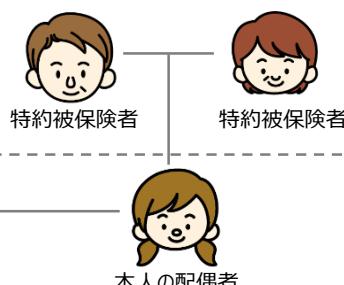
親介護補償の保険の補償対象となる特約被保険者（親）の範囲は、基本補償部分の被保険者の親御さま（姻族を含みます。）で2名までを限度とします。

<ご加入いただける方の例>

被保険者ご本人の親御さま



被保険者ご本人の配偶者の親御さま



基本補償1名につき
最大2名まで
ご加入いただけます

基本補償の被保険者（本人）

本人の配偶者

※被保険者ご本人のご両親または配偶者のご両親から、1名または2名をお選びください。基本補償1名につき最大2名までご加入いただけます。

※例えば「被保険者本人の父親」と「配偶者の父親」の2名を補償の対象とするこども可能です。

1

特約被保険者である親御さま（同居・別居を問いません。）の要介護状態※が30日を超えて継続した場合、

100万円を親介護一時金として親御さまにお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。（詳細は8ページをご覧ください。）

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

2

親御さまは、**満89才まで**ご加入いただけます。

健康状態に関する質問にご回答いただけでご加入いただけます。（被保険者ご本人に代理でご署名いただきます。）

※告知の結果、ご加入いただけない場合があります。

セット名 : K1

本人の補償 (被保険者)	傷害 死亡・後遺障害 保険金額	年払保険料			親介護一時金	親御さまの 年令別年払保険料
	基本 補償	100万円	1,210円	+ 特約 補償部分		
				親御さまの 補償 (特約被保険者) ○親御さまの年令は、 2021年12月1日 時点の満年令でご 加入ください。	100万円	40~44才 70円 45~49才 150円 50~54才 330円 55~59才 730円 60~64才 1,590円 65~69才 3,620円 70~74才 8,000円 75~79才 17,410円 80~84才 44,630円 85~89才 96,100円

- 基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 特約補償部分の20~39才の保険料については引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- ※「親介護補償の保険」は、基本補償「本人の補償」に特約補償部分「親御さまの補償」がセットされたプランとなります。
特約部分の被保険者となるのは基本補償「本人（被保険者）または配偶者の両親（姻族を含む、最大2名まで。）」です。

加入上のご注意

- この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込となれる方は武田薬品工業株式会社の抱山会会員に限ります。
- 基本補償の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の抱山会会員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 親介護一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回とします。なお、親介護一時金をお支払いした場合は、翌年度以降は「親介護補償の保険」にご加入できません。

親御さまの健康状況に関する質問にご回答いただきます。（基本補償の被保険者ご本人に代理でご署名いただきます。）

告知の内容によっては、ご加入いただけない場合がございますのでご注意ください。

要介護状態である方※1、現在入院中または療養のため就床中の方、脳卒中・狭心症・肝硬変・がん・糖尿病等の病気や症状と判断されたことがある方※2、医師により「認知症」や「統合失調症」等と診断された方※2などは、この保険にご加入できません。

詳細は、13ページおよび加入申込票の健康状況告知書質問事項をご覧ください。

※1：公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある方も含みます。

※2：現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある方も含みます。

前年からご加入の方（既加入者）へ

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時の年令による保険料となりますのでご了承ください。）

ご参考

それぞれの家族構成にあわせた「親御さまの介護」に関するアドバイス

両親のことは
弟夫婦に任せっぱなしだから、
何かあった時には経済的な援助だけ
でもできないかしら？

僕には兄弟姉妹がいないから、
もし、父が要介護になつたら、同居して
面倒をみてあげたいんだけどなあ。



同居の家族
(夫・妻・子供)

妻の両親
妻の弟夫婦と
同居



夫の父親
独り暮らし



兄弟姉妹が親の介護をする事になった場合

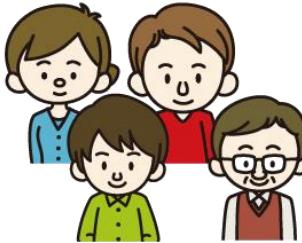
介護生活は何年続くかわかりません。経済的な援助をすることは、何よりの支えになるでしょう。

別居していた親と同居する場合

介護が必要となつた親と同居する場合、階段やトイレに手すりを設置するなど自宅を改装・修繕する費用が
必要になってきます。

私の両親が要介護になつても、
同居して面倒をみてあげることは
難しいかも…。
何かいい方法はないかしら？

僕は長男だし、同居している父の面倒
はみたいと思う。
それと妻には兄弟姉妹がいないから彼女
の両親のことも考えないと。



同居の家族
(夫・妻・子供・夫の父)

妻の両親
別居



夫の父親
同居



いわゆる老老介護となつた場合

介護する側もされる側も高齢のケース（いわゆる老老介護）では、より充実した介護サービスが必要です。

同居している親の介護が必要になつた場合

公的介護保険で、自宅での介護サービスを利用する場合、利用料の1割～3割が自己負担となります。
毎月の利用限度額を超えたサービスは全額自己負担となります。

親介護補償で、

親御さまに介護が必要になつた場合に備えましょう！



セット名 : H2

		傷害死亡・ 後遺障害保険金額	年払保険料	
基本 補 償	本人の 補 償 (被 保 険 者)	100万円	1,210円	

介護一時金	年令別 年払保険料
100万円 ○2021年12月1日時点の 満年令でご加入ください。	20~44才 70円
	45~49才 150円
	50~54才 330円
	55~59才 730円
	60~64才 1,590円
	65~69才 3,620円
	70~74才 8,000円
	75~79才 17,410円
	80~84才 44,630円
	85~89才 96,100円

- 基本補償部分については天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
- 上記保険料表に記載のない年令の保険料については引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

本人介護補償のポイント

- 1 被保険者であるご本人の要介護状態※が30日を超えて継続した場合、**

100万円を介護一時金としてお支払いします。

※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。(詳細は8ページをご覧ください。)

- 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態
- 上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

- 2 生後15日から満89才まで**ご加入いただけます。

健康状態に関する質問にご回答いただけでご加入いただけます。

※告知の結果、ご加入いただけない場合があります。

加入上の注意

- この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - お申込となれる方は武田薬品工業株式会社の抱山会会員に限ります。
 - 被保険者(補償の対象者)(*)となれる方の範囲は、武田薬品工業株式会社の抱山会会員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
- (*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

保険の概要（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

※印を付した用語については、8ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<p><u>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</u></p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。</p> <p>(注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	<p><u>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%）</u></p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</p> <p>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</p> <p>●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</p> <p>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）</p> <p>●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎</p> <p>●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</p> <p>●下記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</p> <p>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</p> <p>など</p> <p>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>

補償対象外となる運動等／補償の対象外となる職業

補償対象外となる運動等

山岳登（はん）（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

（*2）グライダーおよび飛行船は含みません。

（*3）職務として操縦する場合は含みません。

（*4）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダー等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

※印を付した用語については、8ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 ■ 親介護 ★ 親介護一時金支払特約	<p>保険期間中に、特約被保険者（＊）が要介護状態（要介護3以上の状態）＊となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>（＊）普通保険約款の被保険者の親（姻族を含みます。）のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>（注1）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>（注2）特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は9ページの＜代理人について＞をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>（注）親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 開戦行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等＊の無資格運転、酒気帯び運転＊中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療＊を目的として医師＊がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱＊、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がかかるときでも、頸（けい）部症候群＊、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの＊ <p>など</p> <p>（注）保険期間の開始時（＊1）より前に要介護状態の原因となった事由（＊2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（＊2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>（＊1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（＊2）公的介護保険制度＊を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>
介護一時金 ■ 本人介護 ★ 介護一時金支払特約	<p>保険期間中に、被保険者（＊）が要介護状態（要介護3以上の状態）＊となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>（＊）この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>（注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>（注）介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 開戦行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等＊の無資格運転、酒気帯び運転＊中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療＊を目的として医師＊がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱＊、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がかかるときでも、頸（けい）部症候群＊、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの＊ ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気（加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気＊を含みます。）による要介護状態 <p>など</p> <p>（注）保険期間の開始時（＊1）より前に要介護状態の原因となった事由（＊2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（＊2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。</p> <p>（＊1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>（＊2）公的介護保険制度＊を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>

【※の用語のご説明】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
介護一時金支払特約	

- 「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（＊）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 - ①細菌性食中毒
 - ②ウイルス性食中毒
 （＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来において回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「要介護状態（要介護3以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満）
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満）
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（基本補償部分に自動セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。

ご注意いただきたいこと

- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- <保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写） 等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

- <代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

- お客様のご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- <税法上の取扱い>（2021年8月現在）

払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。基本補償部分については、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲		
	(○：被保険者の対象 - : 被保険者の対象外)	本人 (*)	配偶者
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
親介護一時金 支払特約 親介護	本人(*)の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次すべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
介護一時金 支払特約 本人介護	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（6～8ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（6～8ページ）をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（6～8ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（6～8ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「保険期間」（表紙）または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」（3・5ページ）の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料の払込方法について」（表紙）をご参照ください。

4. 満期返り金・契約者配当金

この保険には満期返り金・契約者配当金はありません。

5. 解約返り金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返り金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返り金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただけます。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領收証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いきれないことがあります。加入申込票の記載内容を必ず確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等（＊）に関する情報

（＊）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」

③被保険者の健康状況告知

（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（＊）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
（＊）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	<p>傷害死亡保険金</p> <p>・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。</p> <p>（注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。</p>
上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（＊）の解約を求めることがあります。この場合、保険契約者はこの保険契約（＊）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（＊）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（＊）の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（＊）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- （＊）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料の払込方法について」（表紙）記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法について」（表紙）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」（6～8ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により払込みください。「保険料の払込方法について」(表紙)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

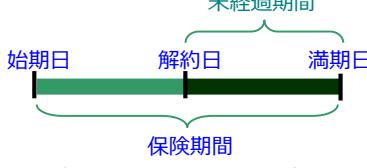
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少くあります。



・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」(9ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」(15ページ)をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約・減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約・減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受ける場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定期率・予定期死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

株式会社近江屋

本社（大阪）TEL：0120-61-0038（無料）

東京支店 TEL：0120-47-0038（無料）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」

0120-632-277（無料）

電話受付時間：平 日 9:00～19:00

土日・祝日 9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] 0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかげ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

○このご案内には、健康状況を正しく告知いただくための注意事項や手順を記載しています。健康状況を告知いただく前に、必ずお読みください。

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額や親介護・本人介護補償の保険へのご加入等、疾病にかかる補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず基本補償部分の被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
・親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> ・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

2. 正しく告知されなかつた場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消となり、保険金をお支払いできなくなることがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。
介護一時金支払特約 本人介護	<p>次のいずれかとなります。</p> <p>①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。</p> <p>②ご加入はお引受できません。</p>

5. 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することができます。また、正しく告知をされなかつた場合にはご加入内容が解除または取消となることがあります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)よりも前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
介護一時金支払特約 本人介護	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。

(*) 同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続をご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。
介護一時金支払特約 本人介護	<p>継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】</p> <p>◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。</p> <p>◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。</p> <p>◎保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。</p>

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- ・被保険者・特約被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいているか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することができます。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することができます。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

◇お問い合わせ先◇

＜代理店・扱者＞ **株式会社近江屋 フリーダイヤル：0120-61-0038 担当：大澤**

本 社 〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階
TEL : 0120-61-0038 FAX : 06-6204-2376

東京支店 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-7 高島屋グループ本社 第2ビル7階
TEL : 0120-47-0038 FAX : 03-3273-2963

＜引受保険会社＞ 三井住友海上火災保険株式会社